ロ　エネルギー生産性

$$\text{エネルギー生産性}=\frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー使用量（原油換算kl）}}$$

なお、「原油換算kl」の数値は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第２条第２項に規定する「原油換算エネルギー使用量」として計算される数値とする。本文五ロの「kl（原油換算）」の数値についても、同様とする。

ハ　炭素生産性

$$\text{炭素生産性}=\frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量（t}-CO_2\text{）}}$$

なお、「エネルギー起源二酸化炭素」とは、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。

ニ　エネルギー使用量

１　本文五ロ及び備考五ロのエネルギー使用量のうち企業全体におけるものについては、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下「省エネ法施行規則」という。）様式第９特定一第２表の「Ⓢ－Ⓣ」として計算される数値（計算方法については省エネ法施行規則第３条及び第４条並びに様式第９備考７から12までによるものとする。）とする。

２　本文五ロ及び備考五ロのエネルギー使用量のうち事業所におけるものについては、省エネ法施行規則様式第９指定一第２表の「ⓐ－ⓑ」として計算される数値（計算方法については省エネ法施行規則第３条及び第４条並びに様式第９備考７から12まで並びに27及び28によるものとする。）とする。

３　資源生産性革新計画に物資の流通の効率化の取組が含まれる場合については、上記１又は２のエネルギー使用量に、企業全体又は資源生産性革新の対象となった事業所について省エネ法施行規則様式第20第１表の「②」として計算される数値（原則として同表付表１又は付表２により算定される数値を用いることとし、これらの数値を用いることができない特段の事情がある場合に限り同表付表３により算定される数値を用いることとした上で、その計算方法については同様式備考７から10まで、12から16まで、18から22まで及び24から26まで並びに貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法（平成18年経済産業省告示第66号）によるものとする。）を加えるものとする。

ホ　エネルギー起源二酸化炭素排出量

１　備考五ハのエネルギー起源二酸化炭素排出量のうち企業全体におけるものについては、省エネ法施行規則様式第９特定一第12表１の「特定事業者全体」における「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」として計算される数値（計算方法については同表１備考３から６までによるものとする。）とする。

ただし、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者については、様式第９特定一第12表２の「特定事業者全体」における「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」として計算される数値（計算方法については同表２備考２及び３によるものとする。）とする。

２　備考五ハのエネルギー起源二酸化炭素排出量のうち事業所におけるものについては、省エネ法施行規則様式第９指定一第９表１の「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」として計算される数値（計算方法については同表１備考１及び２によるものとする。）とする。

ただし、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている事業所については、省エネ法施行規則様式第９指定一第９表２の「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」として計算される数値（計算方法については同表２備考によるものとする。）とする。

３　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成21年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第１号）様式第二十八別表１の「目標年度」における他人から供給される電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定に用いる電気の排出係数（tCO_2／kWh）については、上記１及び２の規定にかかわらず、同表の「基準年度」と同じ数値を用いることとする。ただし、計画の実施期間中において電気を供給する者を変更することを予定している場合には、当該変更後の者に係る電気の排出係数（tCO_2／kWh）を用いることができる（変更後の者に係る電気の排出係数（tCO_2／kWh）が変更前の者に係るものよりも大きい場合にあっては、当該変更後の者に係るものを用いることとする。）。

４　資源生産性革新計画に物資の流通の効率化の取組が含まれる場合については、上記１又は２のエネルギー起源二酸化炭素排出量に、企業全体又は資源生産性革新の対象となった事業所について省エネ法施行規則様式第20第９表１の「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量」として計算される数値（計算方法については同様式備考35及び36によるものとする。）を加えるものとする。

六　本文十一イ２の項目の計算方法

$$\text{売上高営業利益率}=\frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}}$$

七　本文十一ハ１の項目の計算方法

イ　ＨＨＩ

当該商品又は役務における各事業者の市場占有率の２乗の総和による。

なお、ＨＨＩの計算に当たっては、次の１及び２に留意する。

１　各事業者の市場占有率の計算方法は、ロに掲げる計算方法による。

２　一部の主要事業者の市場占有率しか把握できない等の理由により、ＨＨＩの値が本文十一ハ１①及び②に示した数値を超えるか否か判断できないような場合には、以下の計算方法による推計値によって検討する。

ＨＨＩ＝最上位企業の市場占有率（％）の２乗×0.75＋上位３者累積市場占有率（％）×24.5－466.3

ロ　各事業者の市場占有率

$$\text{各事業者の市場占有率（％）}=\frac{\text{各事業者の当該商品の販売数量}}{\text{当該商品の販売数量}}\times 100$$

なお、市場占有率の計算に当たっては、次の１及び２に留意する。

１　事業再構築等関連措置を行おうとする事業者の市場占有率は、当該事業者の子会社、当該事業者の親会社であって他の会社の子会社でないもの、当該親会社の子会社その他の当該事業者の市場における影響力を適切に評価するために必要な事業者の市場占有率を含める。

２　販売数量により計算することが適当でない場合には、販売金額、生産能力その他の市場の競争状況を適切に把握することができる指標を用いる。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、産業活用の再生及び産業活動の革新に関する特別措置等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

（我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針の廃止）

第二条　我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（平成二十一年経済産業省告示第二百十四号）は、廃止する。

○経済産業省告示第百四十五号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）の施行に伴い、及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第十一項第一号の規定に基づき、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十三項第一号の資源制約対応製品を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

経済産業大臣　海江田万里